

学校法人明泉学園
次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日

2. 目標と取組内容

目標1

計画期間中の男性の育児休業取得率を30%以上とする。

対策

令和7年4月1日～

育児・介護休業規程の内容について周知を図り、利用を推進する。

雇用保険法に基づく育児休業給付などの諸制度について、必要に応じて個別に説明する。

目標2

フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を20時間未満とする。

対策

令和7年4月1日～

法定時間外労働の原因の分析等を行う。

令和7年10月～

各事業所における問題点の検討をする。